ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ(イ)から(ハ)の定めにより本割引を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロ(イ)から(ハ)に定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ　適用する期間

平成21年３月28日から平成26年３月31日までとする。

⑬　特別区間等における割引(I)

イ　割引をする自動車

ＥＴＣ車。

イ）軽自動車等

ロ　割引額

(イ)　関越特別区間

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、(2)①イ(ロ)イ）Ａの表中に定める関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

区間 車種	関越特別区間
軽自動車等	9.447
普通車	11.808
中型車	14.17
大型車	19.484
特大車	32.472

(ロ)　首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、(2)㉑に定める首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の料金の額を減じるものとする。

	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ジャンクション
あきる野	—	—	—	—	—	50	100	100	150	150	250	350
八王子西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八王子ジャンクション	—	—	—	100	300	400	400	400	400	400	500	600
八王子南	—	—	—	100	300	400	400	400	400	400	500	600
日の出		—	—	—	—	—	50	50	100	100	200	300
青梅			—	—	—	—	—	—	—	—	150	250
入間				—	—	—	—	—	—	—	150	250
狭山日高					—	—	—	—	—	—	150	250
圏央鶴ヶ島						—	—	—	—	—	150	250
鶴ヶ島ジャンクション							—	—	—	—	150	250
坂戸								—	—	—	—	100
川島									—	—	—	—
桶川北本										—	—	—
桶川											—	—
白岡菖蒲												—